○農林水産省告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　富山県富山市岡田字岩谷割三六の一、三七、三八の一、字丸坪割七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　富山県黒部市宇奈月町内山字池ノ原八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡川崎町大字安眞木字平箱二三六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平箱二三六四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太良路川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県宇陀郡曽爾村大字太良路

七九〇番一地先河川敷　一号

七九〇番一　二号から七号まで

七九〇番二　八号及び九号

八〇四番六八　十号

七九一番・八四五番合併一　十一号及び十二号

八〇四番六七　十三号から十五号まで

八〇四番六五　十六号から十九号まで

八〇四番六四　二十号及び二十一号

八〇四番六〇　二十二号から三十一号まで

八〇四番六三　三十二号及び三十三号

八〇九番一　三十四号から四十号まで

八〇〇番　四十一号及び四十三号から四十五号まで

八〇〇番地先河川敷　四十二号

一〇五二番　四十六号

七九三番　四十七号から五十二号まで

七九二番　五十三号から五十九号まで

一〇五一番　六十号から六十二号まで

七九七番　六十三号から七十号まで

七八三番　七十一号及び七十九号

七八四番一　七十二号から七十五号まで、七十七号及び七十八号

七八五番　七十六号

七八四番二　八十号から八十二号まで

七八四番二地先河川敷　八十三号及び八十四号

○防衛省告示第百十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年六月十三日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年六月十三日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十六年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(イ)　北緯四一度一九分四六秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四一度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(エ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度四二分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(カ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。